

# 定款

改訂日：2023年 3月 1日

## 定款

### 第 1 章 総 則

#### (商 号)

第1条 当社は、株式会社カインスと称し、英文ではKAINOS Laboratories, Inc. と表示する。

#### (目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、体外診断用医薬品、化粧品、化学薬品、工業薬品、試験研究用試薬、農薬、動物用医薬品、医薬部外品および毒物、劇物の製造販売ならびに輸出入
2. 医療用理化学測定機器、工業用測定機器、医療機器、動物用医療機器、衛生材料、計量器、洋酒、滋養品、食料品、飼料、洗顔料および日用品一般雑貨の製造販売ならびに輸出入
3. 医療関連施設・設備機器の設計指導および製造販売
4. 介護用機器および介護用品の販売ならびに輸出入
5. 各種試験検査および分析の受託、指導
6. 医学、医療、健康に関する出版物やシー・ディー・ロム等の電子媒体の企画、発行、販売および輸出入
7. その他前各号に附帯する一切の業務

#### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

#### (機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載し行う。

### 第 2 章 株 式

#### (発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,600万株とする。

**(自己の株式の取得)**

**第7条** 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

**(単元株式数)**

**第8条** 当社の単元株式数は、100株とする。

**(単元未満株式についての権利)**

**第9条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

**(株主名簿管理人)**

**第10条** 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

**(株式取扱規則)**

**第11条** 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

**(基準日)**

**第12条** 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 本定款に定めある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。

## **第 3 章 株 主 総 会**

**(招集の時期)**

**第13条** 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

**(招集者および議長)**

**第14条** 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに

かわる。

**(電子提供措置等)**

**第15条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

**(決議の方法)**

**第16条** 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上でこれを行う。

**(議決権の代理行使)**

**第17条** 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会においてその議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

**第 4 章 取締役および取締役会**

**(員 数)**

**第18条** 当社の取締役は、15名以内とする。

**(選 任)**

**第19条** 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

**(社外取締役との責任限定契約)**

**第20条** 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

**(任 期)**

**第21条** 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

**(代表取締役および役付取締役)**

**第22条** 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

- ② 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各1名のほか、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおくことができる。

**(招集者および議長)**

**第23条** 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。

**(招集通知)**

**第24条** 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

**(決議の方法)**

**第25条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 当社は会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったのものとみなす。

**(取締役会規則)**

**第26条** 当社の取締役会は、法令または本定款に定める事項の他、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

**(報酬等)**

**第27条** 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

**第 5 章 監査役および監査役会**

**(員 数)**

**第28条** 当社の監査役は、4名以内とする。

**(選 任)**

**第29条** 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

**(任 期)**

**第30条** 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

**(常勤の監査役)**

**第31条** 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

**(招集通知)**

**第32条** 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

**(決議の方法)**

**第33条** 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

**(監査役会規則)**

**第34条** 当会社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

**(報酬等)**

**第35条** 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第 6 章 計 算

**(事業年度)**

**第36条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**(剰余金の配当)**

**第37条** 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して金銭による剰余金の配当を支払う。

- ② 前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対して、剰余金の配当をすることができる。

**(中間配当)**

**第38条** 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、中間配当をすることができる。

**(除斥期間)**

**第39条** 配当財産が金銭である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

改訂日：2023年 3月 1日

平成 7年6月29日 改訂  
平成 8年6月27日 改訂  
平成 9年6月27日 改訂  
平成10年6月26日 改訂  
平成12年6月29日 改訂  
平成14年6月27日 改訂  
平成15年6月26日 改訂  
平成17年6月23日 改訂  
平成18年6月22日 改訂  
平成20年6月19日 改訂  
平成21年6月25日 改訂  
平成22年6月24日 改訂  
2013年6月20日 改訂  
2016年7月 1日 改訂  
2022年6月16日 改訂  
2023年3月 1日 改訂